

第219回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和3年10月18日

公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第219回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙のとおりです。

- 1 日時 令和3年9月24日（金）10時00分～12時00分
- 2 場所 オンライン方式による開催
- 3 議題
 - (1) ①令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況
②アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について
 - (2) ①令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
②最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン
 - (3) 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例
- 4 議事概要
各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については下記から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答)

1 ①令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況

②アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

- デジタル・プラットフォーム事業者の納入業者に対する優越的地位の濫用に関して、顧客に容易にアクセスできるデジタル広告は、中小企業でも活用が増えており、プラットフォーム事業者によるデータの囲い込み、自社優遇などが行われているとの声も聞こえてきている。デジタル広告の透明性を確保するために、公正取引委員会は今後どのような対応を考えているのか。
- 公正取引委員会は、デジタル広告分野に関して、本年2月に「デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(最終報告)」を公表しており、この報告書において指摘されているデジタル広告分野に関する諸論点も含め、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、引き続き厳正に対処していくこととしている。また、本年6月、デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象にデジタル広告市場を追加するとの方針が閣議決定されている。同法に基づいて、デジタル・プラットフォーム事業者が、デジタル広告に関して、取引条件等の情報を開示し、また、自主的な手続・体制の整備を行うことなどによって、デジタル広告市場における取引の透明性、公正性の向上が図られると考えている。
- アップル・インクが自主的に改善策を講じたことは評価できるが、変化のスピードが速いデジタル分野では迅速な処理が求められる中で、事案の処理に5年掛かったというのは、それだけの難しさがあったのか。
- 本件では、例えばユーザーアンケートを実施するなど、今までにない手法で事件審査を行ったこともあり、一般的な入札談合事案などよりも審査に時間が掛かった。一方で、本件は海外でも関心が高い事案であったが、公正取引委員会が最初に改善措置を引き出し、国際的には一番先に処理できたという点では、迅速性は一定程度確保できているのではないかと考えている。
- アップル・インクの件は、新聞報道等では、公正取引委員会のお手柄であると評価しているものもあったが、それほど単純なものなのだろうかと思っている。アップル・インクのガイドラインの改定の対象は、音楽、電子書籍、動画、雑誌、ニュースの配信に限るものなのか。なぜゲームアプリは今回の改定に含まれなかったのか教えてもらいたい。また、改定されるガイドラインは日本だけではなく世界中に適用されるのか教えてもらいたい。
- 本件では、ゲーム分野について何ら判断を行っていないという位置付けであり、今後も審査の余地があると考えている。本件において音楽配信事業、電子書籍配信事業、動画配信事業を対象とした理由は、これらの分野において著作権料等の負担が大きいと判断したためである。また、アップル・インクは、ゲームとそれ以外のリーダーアプリとを別の分野と整理しており、公正取引委員会としても、アプリと離れてデジタルコンテンツが流通しているかどうかという点において、ゲーム分野とそれ以外とは違いがあると考えていたところである。こうした状況において、音楽配信事業等について、デベロッパーの事業活動の環境が厳しいことを踏まえ、これらの分野の解決を急いだものである。ゲーム分野については引き続き注視してまいりたい。

また、改定されるガイドラインは日本のみならず世界中で適用される予定である。

- アップル・インクの件に関して、今回の対象は、リーダーアプリ、言い換えるとサブスク系のアプリがメインであるが、手数料が高すぎるということで、各社はウェブ経由での課金を何年も前から行っており、今回は後追いで落としどころを提供したという印象がある。現状からの変更点について、アプリ内のリンクを1つ配置可能とすると聞いているが、それで本当に適切であったのか。アップル決済ボタンと同等に、デベロッパーの自社決済ボタンを配置可能とするなど、もう少し踏み込んだ改善措置を求めることはできなかったのか。また、今後は複数の国の競争当局が合同で交渉していくスキームが必要ではないかと思うが、そういった可能性はあるのか。
- 一般論として、アプリストアの運営事業者がアプリストアの運営・管理をしていく上で必要なコストを回収するために、アプリ内のデジタルコンテンツ等の販売等に対して、一定の手数料を設定して徴収すること自体を直ちに独占禁止法上問題とすることは困難であると考えている。その上で、今回、アップル・インクがアウトリンクの措置を講じることで、消費者がアプリの外へ出て、デベロッパーのウェブサイト等を訪れて決済するという手段が働くことによって、30パーセントの手数料に対する競争圧力が働いていくのではないかと考えている。実際にどのようなアウトリンクが許容されるのかという点については引き続きアップル・インクと交渉を行っており、十分な競争圧力が働くようなアウトリンクの実現に向けて今後も尽力していきたい。海外当局との連携について、一般論として言えば、他の国々の経済に影響を与えるような事案について審査を行う場合には、主要な競争当局と十分な協力体制を採っているところである。
- 確約手続が導入されたことによって、独占禁止法違反の疑いがある行為が、違反と認定される前に解消されることは非常によいことであると考えている。他方、確約計画が認定された事案の詳細が、公正取引委員会のウェブサイトに掲載されており、公表の内容や方法によっては、レピュテーションリスクや企業秘密の漏えいにつながりかねないため、公表の内容等については配慮してもらいたい。
- 確約手続は、公正取引委員会と相手方との間で合意するものであるが、こういった内容で合意するか、あるいは、どのような点が問題となったのか、という点に関しては、一定程度の透明性が必要であると考えている。御指摘のあった事業者の秘密等については、相手方の意見も聞きながら、公表に当たっては配慮していきたい。
- 確約手続について、事業者としては、違反認定されることなく、例えば金銭回復等の措置さえ講じれば、早く審査から抜けられるというインセンティブがあるのではないかと考えられるが、公正取引委員会としてこの点、どのように評価しているか教えてもらいたい。また、しばしば優越的地位の濫用の事件に確約手続が用いられているようだが、この制度では、泣き寝入りする零細の納入業者と、スマートに違反を訴える納入業者との間に格差が生まれてくると思う。零細の納入業者が訴え出やすくする工夫等はあるのか。

→ 確約手続について、迅速な処理による早期の競争回復というのは企業にとっても我々にとっても、被害を受けた側にもメリットである。一方で、講じる措置が甘くなり、企業のやり得となることがないように、引き続き、措置については厳重に審査していきたい。また、納入業者がスムーズに申告できるようにするためには、納入業者の秘密が守られ、安心して申告できるようにすることが重要であると考えている。また、確約計画において金銭的価値の回復を行うことを盛り込んだ事例もあり、協賛金等が納入業者に戻ってくる可能性もあるため、納入業者の申告のインセンティブも生まれてくるのではないかと考えている。

○ 確約手続については、運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から対応方針が定められ、適宜改定も行われているところであるが、適用例を積み重ねる中で、運用面の課題として認識している点があれば教えてもらいたい。

→ 制度が始まったばかりということもあり、もう少し事例を積み重ねた上で課題を検討していきたいと考えている。

○ 独占禁止法違反事件の処理状況についての公表資料に「事件審査においては、独占禁止法を迅速・確実に執行していくため、収集したデータをより効率的に分析する新システムを整備した。」との記載があるが、この内容について具体的に教えてもらいたい。また、「山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者による談合事件」や「愛知県立高等学校の制服の販売業者による価格カルテル事件」では、山形県や愛知県教育委員会に制度運用の見直しを求めたり今後留意すべき点の通知を行ったりしているが、このような事案は、他の地方公共団体等への波及効果が十分にあると考える。これらの事件の対象者以外への周知啓発について教えてもらいたい。

→ 審査局にデジタルフォレンジックチームを設けており、収集した電子メールや電子ファイルを「隼Ⅱ」と呼ばれるシステムで解析している。例えば、消去された電子データを復元したり、電子証拠の検索を容易にできるようにしている。また、入札全般に関わる問題に関しては、経済取引局において入札担当者を集めて研修等を実施しており、そういった場で適宜、事例を紹介するなどして啓発に努めていきたいと考えている。

2 ①令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

②最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

○ フリーランスに関する下請法違反被疑事件の処理に当たり、執行上の新たな課題があったのではないかと推察されるが、もし新たな課題があったということであれば、どのようなものがあったのか教えてもらいたい。

→ フリーランスのような個人事業者に対する行為についても、下請法の適切な運用に努めているが、現行の下請法でカバーできない領域があるのではないかとという問題意識を持っている。例えば、親事業者の資本金が1000万円を超えていれば下請法の適用対象となるが、資本金が

1000万円以下の場合、フリーランスを含めた事業者への委託取引は下請法の適用対象とならず、そのような取引において下請いじめ的なものがないかという課題が提起されつつある。公正取引委員会では、関係省庁とも協力しながら、フリーランスについての実態調査を行ったところであり、現在、その結果も踏まえて、フリーランスに関する法制面の措置の検討を行っている。

○ 公正取引委員会が「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定した際、フリーランスの団体から、親事業者の資本金が1000万円以下の場合も下請法の適用対象としてほしいという要望があったと承知している。現在、親事業者及び下請事業者合計36万社への書面調査が行われているが、下請法の対象が広がると、書面調査の対象も広がることになり、下請法の執行に支障が生じないか心配である。

→ フリーランスに関する法制面の措置の検討に当たっては、エンフォースメントをどのように行うか、また、問題がどこにあるのかをよく考えた上で、どのような法制や法執行の仕組みがよいのかを考えていかなければならない。それらの点については、フリーランスに対するアンケート調査の結果等も踏まえてよく考えていきたい。

○ 令和2年度の下請法の処理状況について、指導件数が8,100件を超えており、過去最多の件数となっている。これは公正取引委員会や関係省庁が積極的に取り組んだ結果であると評価する一方、件数が高止まりしているようにも思われ、今後が心配である。コロナ禍で中小企業は非常に厳しい状況にあり、取引の適正化は喫緊の課題となっているので、公正取引委員会には、下請取引の公正化と下請事業者の利益確保に向けて、引き続き尽力してもらいたい。

○ 令和2年度の下請法の処理状況について、指導が過去最多の件数となっているのは、バブル崩壊以降の根深い体質的な要因や構造的な問題があったのかという点について教えてもらいたい。

また、消費者にとっては価格が安く品質のよいものが嬉しいという面がある一方で、親事業者と下請事業者がウィンウィンの関係となることで、公正で自由な市場ができて、日本経済の成長にもつながるといった面もある。この点についてはどのように考えるのか。

→ 指導件数が過去最多となった要因を具体的に挙げることは難しいが、様々な方法で下請法の普及啓発を行うことにより、また、書面調査の内容も時代に合わせて工夫することにより、事件調査のきっかけとなるような情報を得やすくなっているという面もあると考えられる。今後も工夫を重ねて問題となる行為を把握していきたい。

2点目の御指摘について、独占禁止法の目的は消費者の利益を確保していくことであるが、その基盤として公正な取引が確保されていることが前提として重要である。したがって、単純に価格が安ければそれでよいということではなく、まず取引の公正化を図った上で、そこが競争の基盤となることが重要と考える。

- 公正取引委員会が、アクションプランにおいて、買ったときや減額、支払遅延等が起きないよう普及啓発活動に取り組むことは大変心強いことだと感じている。B to Cの取引においては供給者側が価格転嫁を非常にしにくいという実態があり、公正取引委員会には、そういった点も頭に入れてしっかりと監視してもらいたい。
- 本年9月の「価格交渉促進月間」は、関係省庁において、各事業者が価格交渉にしっかりと取り組んでいただくことが重要であるという共通の問題意識の下に設定したものである。また、買ったときについて、賃金が上がった分が反映されていなければ即下請法違反ということではなく、個別の取引の実態に即して判断されるべきものであり、書面調査等による情報収集を強化していく中、各業種にしっかりと目配りして、下請事業者等にどのような影響が出ているのかを把握しつつ、下請法違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えている。
- 持続可能な経済成長を実現させるためには、大企業と中小企業の共存共栄関係を構築し、サプライチェーン全体での付加価値の向上を図ることが重要であると考えている。コロナ禍が長引き、多くの中小企業が苦しい事業環境に置かれている中で、アクションプランの取組を進めることは時宜に適っており、有意義であると考えている。
- 荷主と物流事業者間の取引においては、エンドユーザーである消費者への価格転嫁が難しいという構造上の問題があるので、サプライチェーン全体での適正価格に向けた取組が今後の対策における一つの観点になるのではないかと考えている。
- 今後、荷主と物流事業者間の取引について調査を行っていく予定であり、御指摘の点も踏まえて対応していくこととしたい。

3 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

質疑応答なし

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)